

RA事業化について

コンテンツIDフォーラム 第9回総会

2003年6月20日

財団法人デジタルコンテンツ協会

内田和義

RA-1をDCAjの事業として位置づけ

- ID管理センタ番号の発番を行う
 - 正式番号を発行
(従来はcIDf事務局と共同で仮番号を発行)
 - DCAjホームページにて公表
(既存センタに対し公表の有無と内容を確認中)
- RAの事業性評価を3年間行う
 - 13年度に開発したcID-RAシステム(IDリゾリューション、透かしリゾリューション等)を維持・運用
(システム利用に追加費用が発生する場合には別途調整)

RA (Registration Authority)の階層構成



*1 まずは、cID-トップRAのみを日本国内に設置。

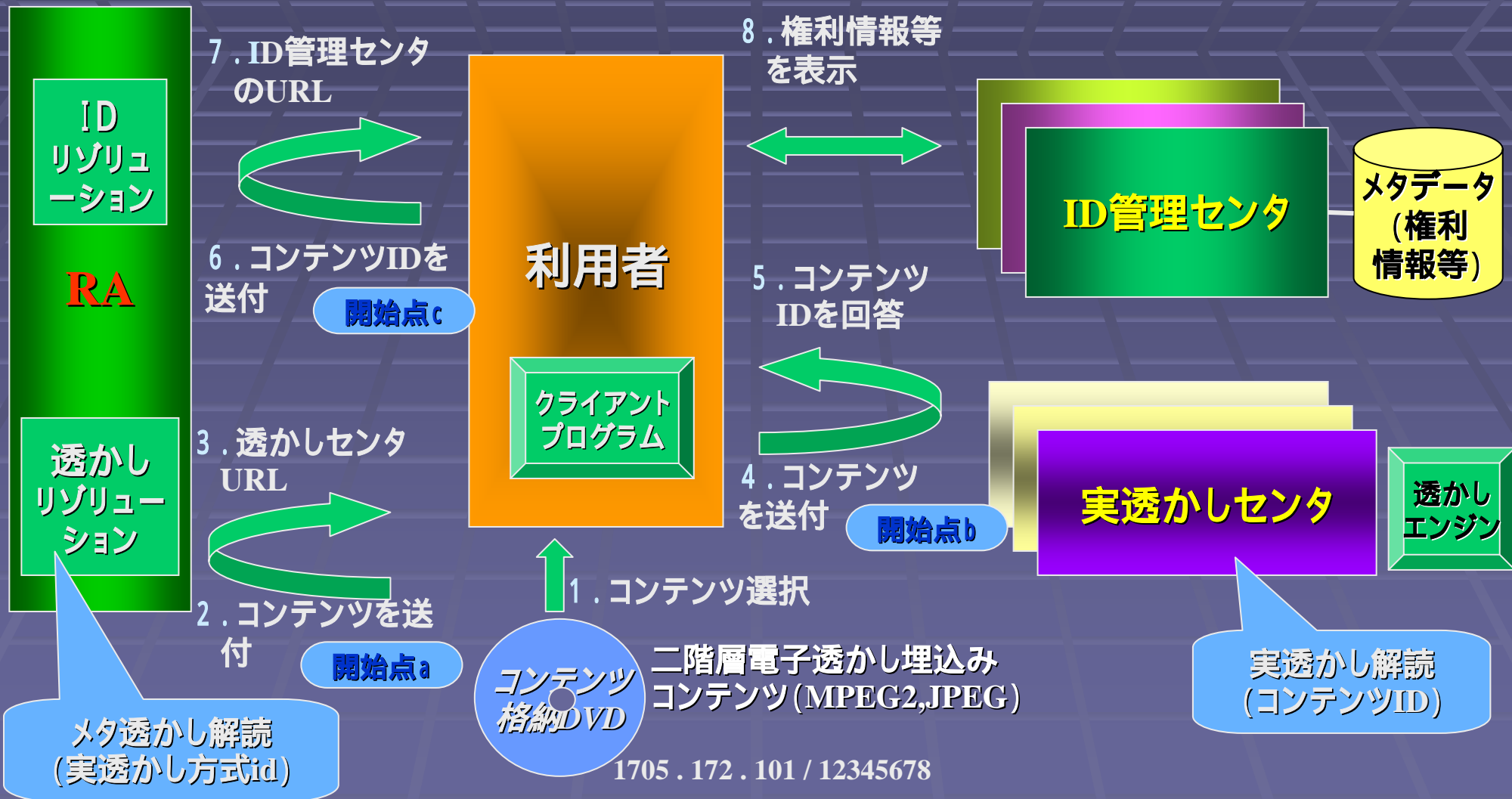
実際のRA運営母体は、関係機関の総意の下に設置されるオープン・中立・永続的な非営利組織を想定。

*2 政府、権利者団体、放送局、新聞社、出版社、自治体、図書館、博物館、仲介事業者、等の任意組織。ただし、RA運用条件と共に規定される、所定の条件を満たす必要有り。

ID管理センター(公表確認済)

番号	組織名称
23, 24	NTTコムウェア
28	大日本印刷
2A	日本オラクル
2C	日本ユニシス
2D	日本経済新聞社
33	エヌ・ティ・ティ アイティ
34	NTTデータ 技術開発本部
36	慶應義塾大学環境情報学部
37	コンテンツ著作権管理推進協議会
38	私立大学情報教育協会
39	コンテンツIDフォーラム

cID-RAシステム (透かしリゾリューション)



RA-1 運用方針 (2002年3月第6回総会にて)

cIDf仕様に基づき、ID管理センタ番号を付与する組織(レジストレーションオーソリティ No.1)の運用原則

- レジストレーションオーソリティの運営
- ID管理センタの認可・契約と監視
- コンテンツIDの枠組みの運用上必要な項目の登録

具体的な運用ルールはRA-1内部で規定

レジストレーションオーソリティの運営 事業内容

当面の実施事業

- ID管理センタの認可と契約
申請の審査と登録、IDセンタ番号発行
- ID管理センタの運用状況の監視
実透かし技術提供業者も含む
- IDリゾリューションサービスの提供
IDリゾリューションサービスはオプション
- グローバル・IDリゾリューションサービス運用者との契約
- 利用者が利用するプログラムの提供
- その他、運用上必要となるサービスの提供
- コンテンツIDに関連する非営利事業および営利事業

レジストレーションオーソリティの運営 組織・収入・支出

- RA-1は非営利法人が運用
- 収入
 - 運営に対する対価として、入会金・年会費をID管理センターより徴収する
 - 規模、サービスによる配慮
- 支出
 - 運営経費(人件費、設備費)
 - グローバルハンドルサーバ運用経費

当面は無料

レジストレーションオーソリティの運営 付番ルール・LHS設置

- 原則的に自動採番
- 実証実験等で仮番号を取得している場合は、申し出により当該番号を付番
- ID管理センタは申請により、LHSサーバを設置し、自主運営できる

ID管理センタの認可・契約と監視

ID管理センタと入会申請

- ID管理センタは、cIDfの仕様に準拠し、デジタルコンテンツにコンテンツID(ユニークコード)を発行する業務を行う
- ID管理センタはいずれかのRAと契約を結ぶ
 - RA-1は、ID管理センタの契約対象となるRAの一つ
- 入会申請
 - 組織、責任者、担当者、システム概要、実透かし方式
 - 技術条件
 - 登記簿、定款、事業計画書等

仮番号受付時と同じ

ID管理センタの認可・契約と監視

技術条件(必須技術を保持もしくは委託)

IPR - DBの保有	必須
原コンテンツの格納	オプション
コンテンツID(ユニークコード)の発行	必須
IPR - DBの閲覧	オプション
DCDの作成(注:cIDf1.1からオプション)	オプション
透かしの埋込み・解析(実透かし・メタ透かし)	オプション
リゾリューションサーバへのハンドル情報の登録	オプション
その他のコンテンツID管理センタ運営関係	オプション

ID管理センタの認可・契約と監視

ID管理センタの守るべき条件

コンテンツID 発行処理	一意性	ID管理センタ番号 センタ内番号 IPR-DB
	安全性	原コンテンツを格納する場合のセキュリティ
	発行の適切性	使用許諾を受けている著作権使用者のみにコンテンツIDを発行
コンテンツID 参照処理	一意性	ID管理センタ番号からIPR-DB
	安全性	クライアントからの異常アクセスへの拒否
IPR-DB検索 処理	安全性	登録ID管理センタのみから登録 データの改ざん・削除への対応 クライアントからの異常アクセスへの拒否

ID管理センタの認可・契約と監視

ID管理センタの義務・退会

- RA-1運営経費の負担
- 定期・随時の報告
- ハンドル情報の登録

- 退会
 - 退会の場合は、コンテンツID管理センタが保有しているコンテンツの属性情報等を、コンテンツの権利保有者の了承を条件に、他のコンテンツID管理センタが引継ぐことができる
 - ハンドル情報の更新、および実透かし技術提供会社との契約等は、引継いだコンテンツID管理センタが責任を持って行う

コンテンツIDの枠組みの 運用上必要な項目の登録 実透かし

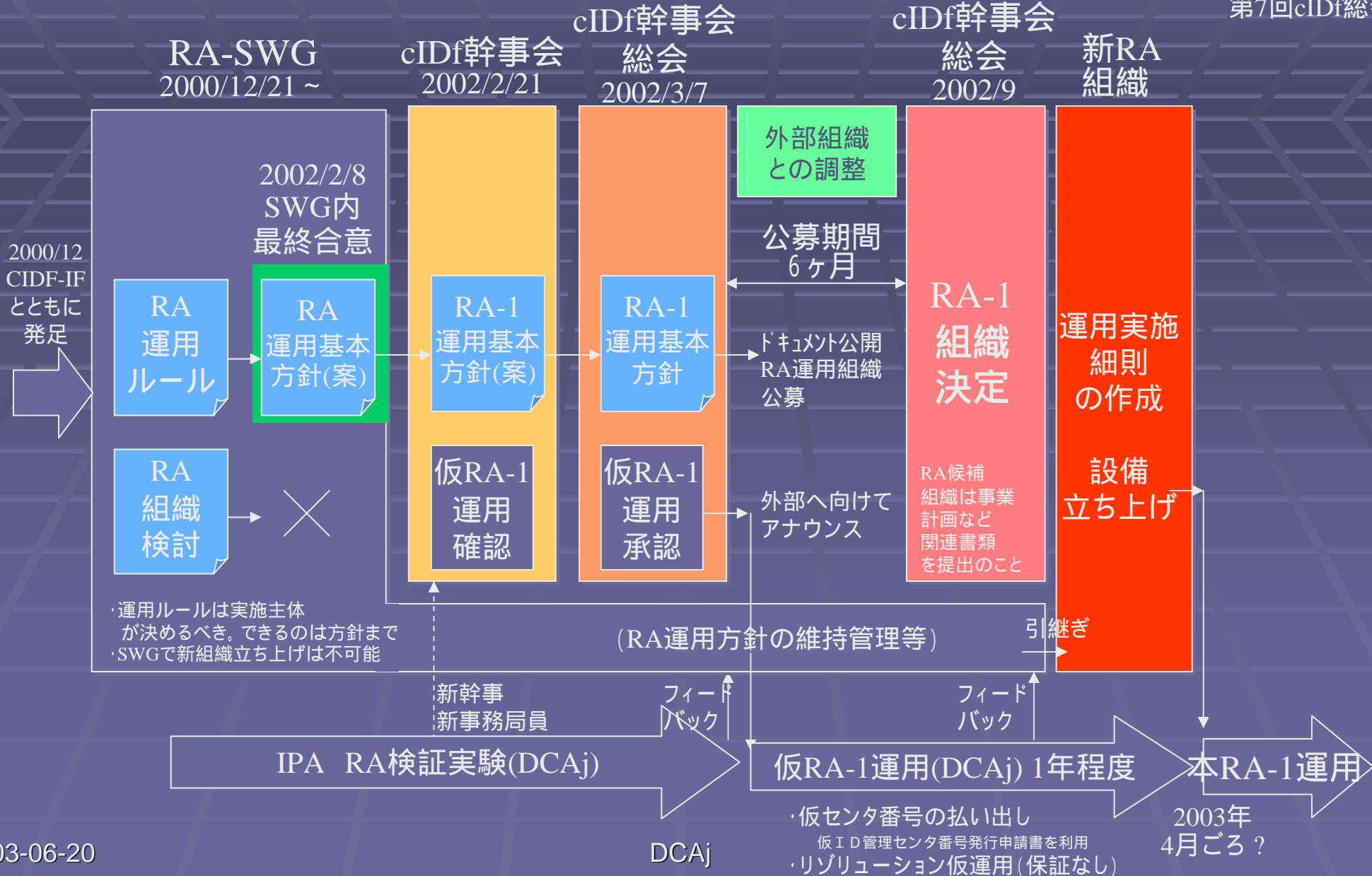
- 実透かし方式は任意
 - その方式をRA-1に登録し、実透かし方式IDの付番を受ける事により、メタ透かしリゾリューションサービスを受ける事ができる
- 実透かし方式の登録と付番ルール
 - 透かし対象メディア種別ごとに自動採番
 - 実証実験等で仮実透かし方式IDを取得している申請者については、申し出があれば当該IDを付番
- 実透かしセンタの扱い
 - 実透かしセンタは、コンテンツID管理センタと契約する
 - RA-1センタは、コンテンツID管理センタが保有する実透かしと見なす

コンテンツIDの枠組みの 運用上必要な項目の登録 メタ透かし

- メタ透かし方式は唯一とし、cIDfとRA-1が協力して決定
(例えば、cIDfが、まずCFPを出し、その後技術評価を行い、決定したものをRA-1が採用する。)
- メタ透かしに関するツールの配布
 - RA-1は、コンテンツID管理センタを通じ実透かしセンタへ、必要に応じてソフトウェアを貸与することができる
(メタ透かし埋め込みツール、RAセンタとのインターフェースツール等)
- メタ透かしリゾリューションの提供
 - RA-1は、貸与したメタ透かし埋め込みツールにより、登録済みの実透かし方式IDを埋め込んだコンテンツの利用者に対し、メタ透かしリゾリューションサービスを提供することができる。

参考:RA-1 本運用に向けたプロシージャ(案)

2002/3/7
第7回cIDf総会



参考: 仮運用するRA-1の位置付け(案)

